

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第41号）（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）

児童に健全な遊び及び生活の場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として京都市修学院第二児童館（仮称）ほか5館を整備するとともに、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的として、社会福祉法人南山城学園が行う京都市醍醐和光寮の整備に関する事業に対して助成を行う必要があることから、その実施に必要な財源に充てるため、次のとおり、社会福祉事業基金の一部を処分することとしました。

事業名	処分する金額	処分後の基金の額
京都市修学院第二児童館（仮称）ほか5館の整備事業	116,000,000円	2,947,089,000円
京都市醍醐和光寮の建て替え整備助成事業	284,000,000円	

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第41号

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉事業基金条例の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「3,347,089,000」を「2,947,089,000」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)